主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

決定、命令に対しては他に不服を申し立てることができないときに限り、最高裁判所に特別抗告することができる(刑訴四三三条一項)。しかるに、原決定のごと く高等裁判所が同四四七条一項によりなした再審請求棄却決定に対してはその高等 裁判所に異議の申立をすることが認められている(同四二八条四五〇条)。したが つて、かかる決定に対しては特別抗告はできないのである。

よつて本件特別抗告は不適法なものとして棄却することとし、同四三四条四二六 条一項により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

## 昭和二七年七月三一日

## 最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
郎	 唯	村	谷	裁判官